

平成26年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会 議事録

■日時 平成26年9月30日（火） 午前10時00分～午前12時12分

■場所 都庁第一本庁舎33階 特別会議室S6

■出席委員

小島会長、町田委員（第一部会長代理）、田中 正 第二部会長、黒田委員、輿水委員、坂本委員、寺島委員、中杉委員、西川委員、野部委員、羽染委員、平手委員、守田委員、義江委員

■議事内容

1 答申

(1) 「(仮称) TGMM芝浦プロジェクト」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、風環境及び景観に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(2) 「(仮称) ザ・ペニンシュラ東京ヘリポート整備事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、騒音・振動に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(3) 「(仮称) 武蔵村山センター新精肉棟新築工事」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、景観に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(4) 「(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、水質汚濁、土壌汚染及び廃棄物に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(5) 「(仮称) 東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、水質汚濁、土壌汚染及び廃棄物に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	・(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画	平成 26 年 7 月 30 日
	・(仮称) 東京港臨港道路中防内 5 号線、中防外 5 号線及び中防外 3 号線道路建設計画	平成 26 年 8 月 7 日
	・日野市、国分寺市、小金井市新可燃ごみ処理施設整備事業	平成 26 年 8 月 21 日
2 計画段階環境配慮書	・JFE 扇島火力発電所更新計画【法アセス】	平成 26 年 9 月 5 日
3 環境影響評価書	・中央新幹線（東京都・名古屋市間） 【法アセス】	平成 26 年 8 月 26 日
4 事後調査報告書	・立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業(工事の施行中その 1)	平成 26 年 9 月 17 日
5 変 更 届	・芳村石産株式会社採掘区域拡張事業	平成 26 年 9 月 10 日
	・西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）の連続立体交差事業及び同線（練馬高野台駅～石神井公園駅間）の複々線化事業	平成 26 年 9 月 11 日
	・東京サービスステーション建設事業	平成 26 年 9 月 17 日
6 着 手 届 (事後調査計画書)	・(仮称) 立川立飛商業施設計画	平成 26 年 7 月 23 日
	・菱光石灰工業株式会社 八王子碎石工場採掘区域拡張事業その 2	平成 26 年 9 月 18 日
7 廃 止 届	・東京都住宅供給公社八王子市川町団地（仮称）建設事業	平成 26 年 7 月 30 日

平成 26 年度「東京都環境影響評価審議会」第 4 回総会

速記録

平成 26 年 9 月 30 日 (火)
都庁第一本庁舎 33 階 特別会議室 S6

(午前 10 時 00 分開会)

○三浦環境都市づくり課長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席をありがとうございます。

事務局からご報告申し上げます。

現在、委員 21 名のうち、13 名のご出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは平成 26 年度第 4 回総会の開催をお願いいたします。本日は傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○小島審議会会長 それでは、会議に入ります前に、本日、傍聴を希望する方がいます。

「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要項」第 6 条 3 項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を 30 名程度とします。

それでは、傍聴人の方を入场させていただきます。

(傍聴人入場、着席)

○小島審議会会長 それでは、傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退席されても結構です。よろしくお願ひします。

ただいまから、平成 26 年度「東京都環境影響評価審議会」第 4 回総会を開催いたします。

それでは、本日の会議は、議事次第にありますように、答申 5 件に係る審議を行った後に、受理報告を受けることにしたいと思います。それではまず、「(仮称) TGMM 芝浦プロジェクト」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第一部会で審議していただきましたので、その結果について、今日は町田第一部会長代理から報告を受けることにいたします。よろしくお願ひいたします。

○町田第一部会長代理 それでは町田が、今日は片谷部会長がご欠席ですので、代理を務めさせていただきます。

それでは資料 1 をご覧いただきたいと思ひます。

始めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。お願ひいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 では、本日の資料、1 ページが資料 1 になりますので、こちらをご覧ください。それでは読み上げさせていただきます。

平成 26 年 9 月 30 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 片谷 教孝

「(仮称) TGMM 芝浦プロジェクト」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。別紙、2 ページになります。「(仮称) TGMM 芝浦プロジェクト」に係る環境影響評価書案について。

第 1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 2 月 28 日に「(仮称) TGMM 芝浦プロジェクト」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は 4 ページのとおりです。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染、騒音・振動共通】

工事中の車両の走行ルート上には、公共施設、学校や開業予定の医療施設等があることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の環境負荷の低減に努めること。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測において、プルーム式及びパフ式を採用し、評価では環境基準を下回る結果となっているが、計画地周辺の建物の影響により、高濃度になる地点が出現することも考えられることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動は勧告基準を下回るとしているが、計画地南東敷地境界には隣接して公共公益施設があることから、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、建設作業における騒音及び振動の低減に努めるとともに、より一層の環境保全のための措置を検討すること。
- 2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、現状においても環境基準と同値であることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、騒音の低減に努めること。

【風環境】

風洞実験の予測結果では、防風植栽等により風環境が対策前より改善されるとしているが、計画地内には田町駅から続く歩行者動線が整備されること、及び計画地の近隣に風の影響に特に配慮すべき施設として開業予定の医療施設等があることから、防風対策の確実な実施を行うこと。

また、事後調査において、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

【景観】

高層建築物周囲の高木植栽等により、圧迫感の軽減を図る計画であるとしていることから、植栽内容の詳細を明らかにするとともに、圧迫感軽減の効果を分かりやすく記述すること。

さらに、運河と連携した緑あふれ親水性に富む水辺空間への配慮についても具体的に記述すること。

4 ページが付表でございます。以上です。

○町田第一部長代理 ありがとうございます。答申案文を朗読いただきました。

それでは、審議の経過についてご報告をいたします。「(仮称) TGMM 芝浦プロジェクト」に係る環境影響評価書案は、平成 26 年 2 月 28 日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における 2 回の審議を行いまして、ただいま事務局から朗読いたしましたような答申案文として、取りまとめることといたしました。この間、本評価書案に対しまして、都民からの意見書の提出はありませんでしたが、関係区長である港区長からは意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして、事業者の見解が示されております。なお、都民の意見を聴く会につきましても、都民からの意見の提出がなかったため、開催されておられません。

本日の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ、審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従

って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に指摘の内容について、ご説明をいたします。本事業は、港区芝浦 3 丁目に位置する約 2.5ha の敷地において、業務、商業、宿泊施設などからなる複合建築物を建設するものでございます。

対象事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。

まず、【大気汚染、騒音・振動共通】の意見でございます。工事用車両の走行ルート上には、公共公益施設、学校、あるいは開業予定の医療施設などがありますことから、より一層の環境負荷の低減を求めるものでございます。

次に、【大気汚染】の意見です。建設機械の稼働に伴う二酸化窒素について、計画地周辺の建物の影響によりまして、高濃度になる地点が出現することも考えられますことから、環境保全のための措置の徹底を求めるものでございます。

次に、【騒音・振動】の意見です。建設機械の稼働に伴う騒音・振動について、計画地に隣接して公共公益施設があることから、より一層の環境保全のための措置を検討するよう求めるものなど、2 件でございます。

次に、【風環境】の意見でございます。計画地内には田町駅から続く歩行者動線が整備されることなどから、防風対策について、確実な実施を求めるものでございます。

最後に、【景観】の意見でございます。高層建築物周囲における植栽内容の詳細を明らかにするとともに、圧迫感軽減の効果について、分かりやすく記述するよう求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告につきまして、何かご意見ございましたら、ご発言願います。

○中杉委員 評価書の中身で、評価項目に入っていないことですが、これは土壌掘削、杭を打ったりすると。そのときに、やはり発生残土が自然由来汚染の可能性もありますから、しっかり管理をするようお願いをしてください。

○佐藤アセスメント担当課長 それについては項目で入っておりませんが、事業者のほうにはちゃんと伝えるようにいたします。

○小島審議会会長 よろしくお願います。ほかにごございますか。特に第一部会の方で、何か補足することありましたら。よろしゅうございますか。

それでは、ほかにご発言ないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会のほうへ答申したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○小島審議会会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で答申案のかがみを配布してください。

(「かがみ」を配布)

○小島審議会会長 それでは、答申書を読み上げてください。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

26 東環審第 21 号

平成 26 年 9 月 30 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「(仮称) TGMM 芝浦プロジェクト」環境影響評価書案について (答申)

平成 26 年 2 月 28 日付 25 環都環第 612 号 (諮問第 418 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。それではただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、次の議題に入らせていただきます。「(仮称) ザ・ペニンシュラ東京ヘリポート整備事業」、これの環境影響評価調査計画の答申に係る審議を行います。

この事案につきましては、第二部会で審議していただきましたので、その結果については、田中第二部会長から報告をよろしくお願いします。

○田中 (正) 第二部会長 第二部会長の田中です。それでは、資料 2 をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます 5 ページでございます。資料 2。

平成 26 年 9 月 30 日

東京都環境影響評価審議会
会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 田中 正

「(仮称) ザ・ペニンシュラ東京ヘリポート整備事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。
裏面、めくっていただきまして、6 ページ、「(仮称) ザ・ペニンシュラ東京ヘリポート整備事業」に係る環境影響評価調査計画書について」

第 1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 7 月 3 日に「(仮称) ザ・ペニンシュラ東京ヘリポート整備事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

お隣の 7 ページに付表がございます。

第 2 審議結果

【騒音・振動】

- 1 本事業ではヘリコプターの飛行ルートを、築地から銀座及び有楽町上空を通過する東ルートと桜田門から日比谷濠上空を通過する西ルートの 2 ルートを計画しているが、これらのルートを選定した理由が不明確であることから、これを明らかにすること。
- 2 計画ヘリポート及びヘリコプターの飛行ルート周辺には、福祉施設・教育施設・医療施設・住宅等があることから、ヘリコプターの運航に伴う騒音の影響が懸念される。このことから、現況調査・予測・評価に当たっては、これらの配慮すべき施設等の最新の立地状況を把握した上で、東京都環境影響評価技術指針に基づき、適切な調査・予測・評価を行うこと。

第 3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体

化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

説明は以上でございます。

○田中（正）第二部会長 ありがとうございます。それでは審議の経過について、ご報告いたします。

本調査計画書は、平成26年7月3日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

本事業は、千代田区有楽町一丁目に位置するペニンシュラ東京の屋上に、非公共用のヘリポートを整備するものであり、対象事業の種類は、「飛行場の設置」でございます。

次に、答申案の内容について、ご説明いたします。

【騒音・振動】の意見です。銀座上空を通過する東ルートと、日比谷濠上空を通過する西ルートについて、設定した理由を明らかにするよう求めるものなど2件でございます。

本調査計画書に対しましては、都民から28件の意見書の提出がありました。

また、周知地域区長である千代田区長及び中央区長からも意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ、審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何かご意見ありましたらどうぞ。第二部会の委員の方で、何か補足説明はございますか。よろしゅうございますでしょうか。

当件につきましては、計画書でございまして、環境影響評価調査計画段階で都民からの多くの意見が寄せられております。特にヘリコプターの運航に伴う騒音の問題ということで、いろいろご心配される方々も多いようでございまして、区長の意見及び周辺住民のご意見、これを十分勘案した上で対応していただきたいと。特に影響評価の項目がほかに生じた場合には、速やかにこれに対応していく、というようなことを心がけていただければと思っております。ということで、この件につきまして、ただいま審議してもらったとおりでございますが、特にご意見がないようでございますので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申とさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声）

○小島審議会会長 それでは、そのようにさせていただきます、事務局で答申案のかがみを配布してください。

（「かがみ」を配布）

○小島審議会会長 それでは、答申書の朗読、よろしくをお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

26 東環審第 22 号
平成 26 年 9 月 30 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会
会長 小島 圭二

「(仮称) ザ・ペニンシュラ東京ヘリポート整備事業」環境影響評価調査計画書について
(答申)

平成 26 年 7 月 3 日付 26 環都環第 181 号 (諮問第 423 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げさせていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。ありがとうございました。

次の審議に入りたいと思います。「(仮称) 武蔵村山センター新精肉棟新築工事」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第一部会で審議していただきましたので、その結果については、町田第一部会長代理から報告を受けることにします。よろしく申し上げます。

○町田第一部会長代理 それでは、報告をいたします。まず、資料 3 をご覧いただきたいと思ひます。

はじめに、部会で取りまとめた答申案文について、事務局から朗読をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、8 ページ、資料 3 をご覧ください。

平成 26 年 9 月 30 日

東京都環境影響評価審議会
会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会
第一部長 片谷 教孝

「(仮称) 武蔵村山センター新精肉棟新築工事」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。
次ページでございます。「(仮称) 武蔵村山センター新精肉棟新築工事」に係る環境影響評価調査計画書について

第 1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 7 月 22 日に「(仮称) 武蔵村山センター新精肉棟新築工事」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては裏面でございます。

第 2 審議結果

【景観】

事業の実施による環境に影響を及ぼすと予想される地域は、景観の近景域にあたる計画建築物の中心から半径 800m の範囲としているが、立川市域内の眺望地点が不足していることから、眺望地点を可能な限り調査し、計画建築物による眺望の変化の程度を予測・評価すること。

第 3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○町田第一部長代理 ありがとうございます。

それでは審議の経過について、ご報告いたします。

本調査計画書は、平成 26 年 7 月 22 日に当審議会に諮問されまして、第一部会に付託されました。

本事業は、武蔵村山市伊奈平 2 丁目に位置する既存工場を拡張しまして、新精肉棟を新築するものでございます。対象事業の種類は、「工場の変更」でございます。

次に、答申案の内容について、ご説明をいたします。

【景観】の意見でございますが、立川市域内からの計画建築物による眺望の変化の程度について、予測・評価するよう求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、都民からの意見書の提出はありませんでしたが、周知地域市長である武蔵村山市長及び立川市長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ、審議をいたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、何かご意見等ありましたらどうぞ。第一部会で評価いたしましたそれぞれ委員の方、何か補足をされますか。よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんか。それでは特に発言がないようでございますので、計画書の段階でございますが、今後の評価書で評価していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、事務局で答申書のかがみを配布してください。

(「かがみ」を配布)

○小島審議会会長 それでは、答申書の朗読、よろしくをお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

26 東環審第 23 号
平成 26 年 9 月 30 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会
会長 小島 圭二

「(仮称) 武蔵村山センター新精肉棟新築工事」環境影響評価調査計画書について (答申)

平成 26 年 7 月 22 日付 26 環都環第 223 号 (諮問第 426 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、読み上げさせていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、次の議題に入ります。「(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第二部会で審議していただきました。その結果について、田中第二部会長から報告をよろしく申し上げます。

○田中 (正) 第二部会長 それでは資料 4 をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○佐藤アセスメント担当課長 本日の資料 11 ページ、資料 4、こちらを読み上げさせていただきます。

平成 26 年 9 月 30 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 田中 正

「(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙 12 ページをご覧ください。

「(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画」に係る環境影響調査計画書について

第 1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 8 月 11 日に「(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。その審議経過は付表のとおりである。

付表は 13 ページのとおりです。

第 2 審議結果

【水質汚濁、土壌汚染、廃棄物共通】

工事の施行に伴い発生する浚渫土及び過去に埋立処分された廃棄物により、新たな汚染が発生するおそれも考えられることから、これを予測・評価しない理由を明らかにすること。

【水質汚濁】

1 底層の溶存酸素量について、環境基準の設定が検討されていることから、水質の調査事項として、追加を検討すること。また、水質の調査事項について、健康項目を選定していないが、その理由を明らかにすること。

2 浚渫工事に伴い底質中の有害物質が拡散するおそれも考えられることから、これを予測・評価しない理由を明らかにすること。

第 3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規

定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上です。

○田中（正）第二部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過についてご報告いたします。

本調査計画書は、平成 26 年 8 月 11 日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

本事業は、10 号その 2 埋立地から中央防波堤内側埋立地の約 2.5km の区間を結ぶ 4 車線の臨港道路を整備するものであり、対象事業の種類は「道路の新設」でございます。

次に、答申案の内容についてご説明いたします。

まず、【水質汚濁、土壌汚染、廃棄物共通】の意見ですが、工事の施行に伴い発生する浚渫土などにより、新たな汚染が発生するおそれも考えられることから、これを予測・評価しない理由を明らかにするよう求めるものでございます。

次に、【水質汚濁】です。底層の溶存酸素量について水質の調査項目として、追加を検討するよう求めるものなど、2 件でございます。

本調査計画書に対しましては、都民からの意見書の提出はありませんでしたが、周知地域区長である港区長、江東区長及び大田区長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ、審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書を作成するよう求める次第でございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして、何かご意見等ありましたらどうぞ。

○田中（正）第二部会長 本計画書に対する大田区長からの意見で、大気汚染に関連して、大田区内に設置してある大気汚染測定局の結果が反映されていない、というご意見がございまして、これに対しましては、大田区設置の測定局の結果も反映させるよう、事務局から事業者へ伝えていただく、ということになっております。

それから、もう一件、【悪臭】ですが、これは評価対象になっていない項目ですけれども、これは、実施地域付近は、住宅地からかなり離れているということで、評価対象にしないようですけれども、この悪臭についても検討をされるよう、事務局から事業者のほうへ伝えるということにしております。

それから、もう一つ、本事業は、海底下で、トンネルでつくる構造になっておりますけれども、それに関しましては、海底下の地質等の関係から、液状化による構造の変型等も考え得るのではないか、というような意見もございまして、その辺の問題についても検討するよう、事業者のほうに伝えるということになっております。

以上、私のほうからの補足説明でございました。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにお気づきの点、ございますか。

それでは、特に意見がないようでございますので、ただいまの報告をもちまして、本審議会の答申としたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます、報告書のかがみの配布、よろしくお願ひします。

(「かがみ」を配布)

○小島審議会会長 それでは、かがみの読み上げ、よろしくお願ひします。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

26 東環審第 24 号

平成 26 年 9 月 30 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画」に係る環境影響調査計画書について (答申)

平成 26 年 8 月 11 日付 26 環都環第 261 号 (諮問第 427 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

次の議題に移らせていただきます。「(仮称) 東京港臨港道路中防内 5 号線、中防外 5 号線及び中防外 3 号線道路建設計画」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この事案につきましては、第二部会で審議していただきました。その結果について、第二部会長、よろしくお願ひいたします。

○田中第二部会長 それでは、資料 5 をご覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは本日の資料、14 ページ、資料 5、こちらを読み上げさせていただきます。

平成 26 年 9 月 30 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 田中 正

「(仮称) 東京港臨港道路中防内 5 号線、中防外 5 号線及び中防外 3 号線道路建設計画」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙、15 ページになります。

「(仮称) 東京港臨港道路中防内 5 号線、中防外 5 号線及び中防外 3 号線道路建設計画」に係る環境影響評価調査計画書案について

第 1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 8 月 11 日に「(仮称) 東京港臨港道路中防内 5 号線、中防外 5 号線及び中防外 3 号線道路建設計画」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は 16 ページのとおりです。

第 2 審議結果

【水質汚濁、土壌汚染、廃棄物共通】

工事の施行に伴い発生する浚渫土及び過去に埋立処分された廃棄物により、新たな汚染が発生するおそれも考えられることから、これを予測・評価しない理由を明らかにすること。

【水質汚濁】

1 底層の溶存酸素量について、環境基準の設定が検討されていることから、水質の調査事項として、追加を検討すること。また、水質の調査事項について、健康項目を選定していないが、その理由を明らかにすること。

2 浚渫工事に伴い底質中の有害物質が拡散するおそれも考えられることから、これを予測・評価しない理由を明らかにすること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上です。

○田中第二部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過についてご報告いたします。

本調査計画書は平成26年8月11日に、当審議会に諮問され、第二部に付託されました。

本事業は、中央防波堤内側埋立地から、中央防波堤外側埋立地の約1.6kmの区間を結ぶ4車線の臨港道路を整備するものであり、対象事業の種類は「道路の新設」でございます。

次に、答申案の内容についてご説明いたします。

まず、【水質汚濁、土壌汚染、廃棄物共通】の意見です。工事の施行に伴い発生する浚渫土などにより、新たな汚染が発生するおそれがあることから、これらについて、予測・評価しない理由を明らかにするよう求めるものでございます。

次に、【水質汚濁】です。底層の溶存酸素量について、水質の調査項目として、追加を検討するよう求めるものなど、2件でございます。

本調査計画書に対しましては、都民からの意見書の提出はありませんでしたが、周知地域区長である港区長、江東区長及び大田区長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ、審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

以上の報告につきまして、何かご意見等ありましたらどうぞ。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特にご意見ないようでございますので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○小島審議会会長 それでは、特にご異議ないようですので、そうさせていただきます。それでは答申のかがみを配布してください。

(「かがみ」を配布)

○小島審議会会長 それでは、読み上げてください。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

26 東環審第 25 号
平成 26 年 9 月 30 日

東京都知事 舩添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会
会長 小島 圭二

「(仮称)東京港臨港道路中防内 5 号線、中防外 5 号線及び中防外 3 号線道路建設計画」
に係る環境影響評価調査計画書について (答申)

平成 26 年 8 月 11 日付 26 環都環第 262 号 (諮問第 428 号) で諮問があったこのこと
について、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することいたします。

それでは受理関係に移らせていただきます。受理関係につきましては、事務局から報告、
よろしくをお願いします。

○三浦環境都市づくり課長 受理関係についてご報告いたします。資料 6 をご覧ください。

環境影響評価調査計画書 3 件

計画段階環境配慮書 1 件

環境影響評価書 1 件

事後調査報告書 1 件

変更届 3 件

着手届 2 件

廃止届 1 件

受理しております。

それでは、受理報告につきまして、担当からご説明させていただきます。

○佐藤アセスメント担当課長 それではまず、環境影響評価調査計画書「日野市、国分寺
市、小金井市新可燃ごみ処理施設整備事業」。お手元にありますこちらの緑の冊子になりま
すが、こちらについてご説明させていただきます。

調査計画書の 1 ページをご覧ください。事業者の名称ですが、日野市になります。※印
がありますが、日野市では、国分寺市、小金井市とともに、ごみ処理の広域化及び共同処
理を推進しており、平成 26 年度中に、日野市、国分寺市、小金井市、この 3 市で構成する
一部事務組合を立ち上げる予定になってございます。事業の名称ですが、「日野市、国分寺
市、小金井市新可燃ごみ処理施設整備事業」。事業の種類ですが、「廃棄物処理施設の設置」
となります。

対象地域の概要ですが、1 ページの表 3-1 をご覧ください。敷地面積ですが、約 2.9ha。処理能力ですが、1 日当たり約 250 t、1 日当たり 125 t の炉を 2 基設置いたします。処理方式ですが、全連続燃焼式 ストーカ炉でございます。主な建築物ですけれども、工場棟が高さ 36m、煙突が高さ約 59m。工事の着工年度ですが、平成 29 年度を予定してございます。供用開始年度ですが、平成 32 年度を予定してございます。

2 ページをご覧ください。事業の目的です。日野市のごみを処理する日野市クリーンセンター、国分寺市のごみを処理します国分寺清掃センター、こちらはいずれも老朽化が進んでおります。また、小金井市で発生します可燃ごみにつきましては、平成 19 年 3 月末で、二枚橋衛生組合ごみ処理施設が運転を停止しておりまして、現在、多摩地域で焼却施設を運営する団体、こちらのほうで処理している状況でございます。このため、3 市のごみを処理します新可燃ごみ処理施設の整備が急がれているところでございます。本事業は最新の技術を導入することにより、3 市のごみを適正かつ安全に処理し、熱エネルギーの積極的な有効利用を進め、環境負荷の低減に寄与するなど、循環型社会を確立する上で、基幹的な役割を担う施設を整備する、というものでございます。

3 ページ、図 4.2-1 をご覧ください。対象事業実施区域の位置でございます。真ん中の太枠でくくっている部分が対象事業実施区域ですが、北側に多摩川、南側に浅川、2 つの川に挟まれている部分でございます。

4 ページ、空中写真をご覧ください。拡大したものになりますけれども、赤枠でくくってありますのが対象事業実施区域になります。この対象実施区域に、北側に隣接しまして根川が流れてございます。実施区域の北東側ですが、根川寄りにあります建物、これが浅川の水再生センターで、また北西側の浅川側にあります建物、これが日野高校でございます。

7 ページ、施設計画をご覧ください。表 4.2-3、こちらが既存及び新設の施設概要でございます。

8 ページ、9 ページ、こちらの図をご覧ください。まず既存のごみ焼却施設ですが、建築面積が約 2,900m²、階数ですけれども、地上 5 階、地下 2 階となっております。煙突の高さは 59m になってございます。また、既存の旧し尿処理施設、現在こちらが解体処理を行っている状況でございます。旧し尿処理施設、こちらの部分に新たにごみ焼却施設を建設する形になります。新たなごみ焼却施設ですが、建築面積が約 4,820m²。階数ですが地上 6 階、地下 1 階、煙突の高さは現状と同じで約 59m となっております。また、現在使用しております不燃ごみ処理施設、汚泥再生施設、クリーンセンターの事務所、こちらについては継続して利用する予定でございます。

工場の立面図ですけれども、14、15 ページをご覧ください。それぞれ北東側と南西側、南東側、北西側、4 方向から見た図でございます。

完成予想図ですが、16 ページをご覧ください。こちらが完成予想図です。予想図の上のほうにある青いもの、これが多摩川になってございます。

施設計画ですけれども、24 ページをご覧ください。本事業の工事工程は図 4.3-1 に示す

とおりでございます。平成 29 年の半ばより土木工事を開始しまして、平成 30 年度から建築工事、機械設備工事を行う予定でございます。平成 31 年の半ばくらいから試運転を開始しまして、平成 32 年度から供用開始を計画してございます。

26 ページ、図 4.3-2 をご覧ください。こちらは工事用車両の主要な走行ルートになってございます。東西に走っておりますこの線が国道 20 号、日野バイパスでございます。また、地図上の左上のほうに立川市と書いてある部分があるのですが、この下にある橋が日野橋になります。こちらの日野橋のところから多摩川沿いの市道を経由して、計画実施区域に入るルート、また国道 20 号線から分かれまして、浅川沿いの市道に入るルート、これが工事用車両の主な走行ルートになってございます。

31 ページ、図 4.3-4 をご覧ください。こちらは工事完了後の関係車両の主要な走行ルートでございます。基本となりますのは、同じくやはり国道 20 号線になりますが、現在の公園整備の一環としまして、国道 20 号と多摩川沿いの市道、これをアクセスするような形の工事が今進められております。この施設が運用されます平成 32 年度以降につきましては、この工事が完了しておりますので、国道 20 号線から多摩川沿いの市道に入りまして、対象事業実施区域のほうに、ごみ清掃車等が入る形になっております。現在使われております搬入ルートが浅川沿いの市道になるのですが、こちらについては新しい施設になってからは使用しない予定となっております。

続きまして 131 ページ、環境影響評価の項目をご覧ください。大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガス、この 14 項目を環境影響評価の項目として選定してございます。

環境影響要因と環境影響評価の項目との関連は、132 ページ、表 7-1 に示すとおりでございます。

項目として選定しました理由ですけれども、133 ページをご覧ください。まず 7.1.1、大気汚染です。工事の完了後におきまして、施設の稼働に伴いまして、施設の稼働後、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀の影響があるということで、環境影響評価項目に入れてございます。

続きまして、7.1.2、悪臭ですが、工事の完了後におきまして、施設の稼働に伴う悪臭の漏えい及び煙突から拡散する悪臭が対象事業実施区域周辺の状況に影響をおよぼすおそれがあるということから、測定予測項目として選定してございます。

続きまして 134 ページになりますが、7.1.4、水質汚濁。工事の施行中におきまして、土地の掘削に伴い発生する地下水を工事排水とともに公共用水域、根川になりますけれども、こちらのほうへ放流する計画でございます。そのため、公共用水域に影響をおよぼす恐れがあると考えられることから、予測評価項目として選定してございます。

7.1.5、土壌汚染です。工事の完了後におきまして、施設の稼働に伴い、煙突から拡散する排出ガスに含まれるダイオキシン類、こちらが土壌汚染の原因となるおそれがあると考

えられることから、予測評価の項目として選定してございます。

135 ページ、7.1.8、生物・生態系です。工事の施行中におきまして、建設機械の稼働に伴い発生する騒音によりまして、陸上動物の生息環境に変化が生じるおそれがある。また、地下水等の排水に伴い水生生物の生息・生育環境に変化が生じるおそれがあるということから、それぞれを予測評価項目として選定してございます。

136 ページになります。7.1.12、自然との触れ合い活動の場でございます。工事の施行中におきましては、工事用車両の走行が、また工事の完了後におきましては、関連車両の走行が、対象事業実施区域周辺のウォーキングコース及び多摩川河川敷、多摩川総合グラウンドまでの利用経路に影響をおよぼすおそれがあると考えられることから、予測評価の項目として選定してございます。

それらの項目の選定した理由につきましては、133 ページから 136 ページにあるとおりです。

選定しなかった項目です。地形・地質、風環境、史跡・文化財の 3 項目で、選定しなかった理由は 137 ページのとおりでございます。

概要説明は、以上です。

○小島審議会会長 続けてよろしゅうございますね。

○佐藤アセスメント担当課長 では続きまして、計画段階環境配慮書、こちらになります。「JFE 扇島火力発電所更新計画」。こちらと同じような緑色の冊子になりますが、ご覧ください。

配慮書の 1 ページをご覧ください。ページにダブルがありまして、かっこ内が通し番号のページになっておりますので、かっこ内のページでご説明させていただきたいと思っております。事業者の名称ですが、JFE スチール株式会社でございます。

2 ページ、第一種事業の目的をご覧ください。JFE 扇島火力発電所、こちらの 1 号機につきましては、長年にわたり製鉄所内にて発生します副生ガス、こちらを燃料として発電を行ってききましたが、老朽化が相当進んでおります。また東日本大震災の発生以降、原子力発電所の停止によりまして、電力需要の逼迫する局面も発生しております。こうした背景をもとに当計画は、扇島火力発電所の第 1 号、これを更新しまして、安定操業に資することに加え、その更新においては、現在ボイラー炊き、火力発電方式から、高効率のコンバインドサイクル発電方式を採用することによりまして、より一層のエネルギー源の効率化を図る計画でございます。工事着工予定時期ですが、平成 28 年 10 月を予定しておりまして、新第 1 号機運転開始時期は、平成 31 年 10 月を予定してございます。

3 ページ、第一種事業の内容をご覧ください。第一種事業により変更されることとなります発電所の原動力の種類ですけれども、既設の汽力を廃止しまして、ガスタービン及び汽力、ガスタービンコンバインドサイクル発電、こちらを新設することになります。第一種事業により更新されることとなります発電所の出力規模ですが、既設の 1 号機、135,000kw を廃止しまして、新 1 号機、250,000kw を設置する計画でございます。なお、現在使用し

ております 2 号機、3 号機、4 号機につきましては現状のとおり利用する形でございます。

11 ページ、12 ページをご覧ください。11 ページが発電施設の概念図現状でございます。12 ページが将来の概念図でございます。新 1 号機の右肩のほうを見ていただきたいのですが、ガスタービンが新たに加わる形になってございます。これを加えたことによりまして、新しい煙突が 1 本立つという形でございます。2 号機、3 号機、4 号機については現状と変わらない形になります。2 号機、3 号機につきましては、現在使っている煙突をそのまま使用するという形でございます。

3 ページ、第一種事業実施想定区域及びその面積をご覧ください。位置ですけれども、神奈川県川崎市川崎区扇島 1 番地 1、JFE スチール株式会社東日本製鉄所、こちらの敷地内でございます。面積ですが約 800,000m²、そのうち新 1 号機の発電設備の計画地につきましては約 22,400 m² となっております。

6 ページをご覧ください。事業実施想定区域の位置及び周辺の状況でございます。オレンジ色の部分が事業実施想定区域でございます。オレンジ色の中で白抜きの部分がございますが、こちらが事業実施想定区域外になってございます。

9 ページをご覧ください。こちらが発電所配置図の現状でございます。事業実施想定区域がオレンジ色の部分でございます。こちらですけれども、発電設備として必要な設備、発電設備、取水口、放水口、建設工事に係る資材置き場、排水処理施設、こういうものを含め配置してございます。白抜きの部分は想定区域外になりますが、これは他の事業所の用地となっております。また高速道路用地、こういうものを想定区域から除いてございませぬ。

10 ページが発電所配置計画の将来図になります。オレンジ色の区域内の真ん中左にあります紫色の部分、こちらが現状で使っております 2 号機、3 号機、4 号機になります。その右側ですが、赤い部分としまして、新設、新 1 号機のボイラーと煙突を設置する形になってございます。

4 ページ、構造等の複数案の設定に関する事項をご覧ください。構造等の複数案の設定に関する事項ですが、第一種事業を実施する位置、または第一種事業の規模に関する複数案について検討した結果は以下のとおりでございます。発電設備等の位置及び配置につきましては、既設の海水冷却水系統、それと送電設備等、これを最大限に利用することから既設の発電設備に隣接する地域単一案としてございます。事業の規模についてですけれども、既設の発電設備の更新に当たり、利用可能な副生ガスの量及び発電効率、こういうものを勘案しまして、出力 250,000kw 級を 1 つ設定してございます。発電設備の構造についてですが、本事業によりまして、硫黄酸化物及び窒素酸化物が排出されることから、ばい煙の拡散条項及び主要眺望点からの景観に配慮しまして、煙突の高さについて複数案を設定してございます。複数案の設定についてですが、既存の煙突の高さが 130m であると。また近隣の環境影響評価の対象となりました発電所の煙突の高さ、これらを参考にしまして、59m、85m、100m、130m、こちらの 4 案としてございます。

15 ページ、ばい煙に関する事項をご覧ください。新 1 号機ですけれども、ばいじん抑制対策としまして、燃料系統に集塵装置を設置するとともに、窒素酸化物抑制対策としまして、低 NOx 燃焼機器及び排煙脱硝装置を採用してございます。

続きまして、飛びますが、210 ページの第 4 章をご覧ください。計画段階配慮事項の選定についてです。本事業に係る計画段階配慮事項は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」、これは長いので、以下、「発電所アセス省令」と言わせていただきます。こちらの第 4 条に基づいて把握しました本事業の配慮書事業特性、それと配慮書地域特性、これらを踏まえまして、環境要因と環境予測を検討するとともに、発電所アセス省令第 5 条の規定に基づいて選定してございます。

本事業により事業アセスメントの段階での環境保全措置により、回避または低減できないような重要な影響を受ける可能性がある事項としまして、建築物の設置等を行うことから、大気質、硫黄酸化物、窒素酸化物、施設の稼働（排ガス）、それと動物—地形改変及び施設の存在、景観—地形改変及び施設の存在、この 3 項目としてございます。

続きまして評価選定項目です。215 ページ、第 4-1-2 表をご覧ください。大気環境、大気質、硫黄酸化物、窒素酸化物についてですけれども、事業実施想定区域の内陸側約 2km 以遠に住居系地域が存在するとともに、当該地域が大気汚染防止法の総量規制地域に指定されていることから、計画段階配慮事項として選定してございます。動物についてです。現地調査によりハヤブサ等の 17 種の生息が確認されてございます。今回、事業を実施するに当たりまして、一部の樹木の伐採によりまして、緑地を改変することから、動物の重要な種の生息環境への重大な影響の可能性が考えられることから、計画段階配慮事項として選定してございます。

続きまして景観ですが、事業実施想定区域の周辺の眺望点では、視認性の高い建造物の存在に伴い、眺望景観の変化が考えられることから、計画段階配慮事項として選定してございます。

選定しない理由につきましては 216 から 217 ページ、第 4-1-3 表、(1) (2) のとおりでございます。なお、土地または工作物の存在及び供用工事の実施に関する環境要因につきましては、方法書以降の段階において、改めて環境影響評価項目として選定を行う予定としてございます。

231 ページ、予測の結果をご覧ください。予測の結果、二酸化硫黄でございます。最大寄与濃度及び最大寄与濃度地点は、第 5-1-5 表のとおりでございます。現状ですけれども、最大寄与濃度 0.000147ppm、最大寄与濃度地点が北西約 4.8km のところでございます。①案、煙突の高さ 59m の場合ですが、最大寄与濃度が 0.000103ppm。②案、煙突の高さが 85m の場合ですと、最大寄与濃度が 0.000102ppm。最大寄与濃度地点はいずれも北西約 4.8km

の地点です。③案、煙突の高さが 100m ですが、最大寄与濃度が 0.000101ppm。④案、煙突の高さが 130m、最大寄与濃度が 0.000099ppm。最大寄与濃度地点ですが、北西 4.2km の地点でございます。

二酸化窒素ですが、最大寄与濃度及び最大寄与濃度地点は、第 5-1-6 表のとおりでございます。現状ですけれども、最大寄与濃度 0.000178ppm でございます。最大寄与濃度地点が北西約 4.8km でございます。将来の部分ですけれども、①案、煙突の高さ 59m で、最大寄与濃度が 0.000147ppm。②案で、寄与濃度が 0.000144ppm。③案で 0.000142ppm。④案、0.000137ppm でございます。最大寄与濃度地点ですが、いずれも北西約 4.8km でございます。

238 ページ、複数案の比較をご覧ください。年平均値の予測結果でございますが、①案の煙突の高さ 59m を基準とした場合、その比ですけれども、②案の煙突の高さ 85m の場合、0.98 から 0.99、③案の煙突の高さ 100m の場合が 0.97 から 0.98、④案の煙突の高さ 130m の場合で 0.93 から 0.96 と。従いまして、煙突の高さによる大気への影響の違いはほとんどないと考えられてございます。

続きまして 244 ページ、動物の予測結果をご覧ください。本事業では発電設備計画地に建造物を建設するために、計画地の植栽から一部の樹木を伐採することとなります。一方、影響が考えられます種、こちらは発電設備計画地の周辺においても確認されておきまして、生息環境も周辺に存在することから、改変による影響は少ないと予測してございます。

評価の結果ですけれども、発電設備計画地におきまして、樹木の伐採は行いますが、樹木の伐採に当たっては、必要最小限とし、可能な限り残すように努める。緑化については JFE スチール（株）京浜地区構内に、工場立地法、川崎市工場立地に関する地域準則に定める条例と、川崎市環境影響評価に関する条例、これらに基づきまして、必要な緑地を確保するとともに、既設の緑地の維持管理に努める。これらの環境保全措置を検討することによりまして、動物の重要な種の生息環境への影響は回避または低減されるものと考えてございます。また、方法書以降におきまして、新規の重要な種の確認がされる可能性がありますので、その場合には必要に応じて追加の環境保全の措置を検討する、というものでございます。

続きまして 249 ページ、景観の予測結果をご覧ください。まず、煙突の垂直視角及び可視領域の範囲についてですけれども、煙突の高さの複数案ごとに煙突の垂直視角、1 度、5 度、10 度となる範囲を計算した結果、こちらが第 5-3-2 表及び第 5-3-3 の図のとおりでございます。また、可視領域範囲につきましては、250 ページにあります第 5-3-3 の図のとおりであり、煙突の高さによる違いはほとんどございませんでした。

251 ページ、複数案の比較をご覧ください。眺望点、東扇島西公園、それと海芝浦駅、こちらを設定してございます。こちらからの煙突の見え方ですけれども、①案の煙突の高さ 59m では、シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す、と予測されてございます。

また、②案の煙突の高さ 85m、③の煙突の高さ 100 につきましても、比較的細部まで見えるようになり気になると予測されてございます。既設の煙突と同じ高さの④案、煙突の高さ 130m ですが、比較的細部まで見えるようになり気になるから、やや大きく見え、景観的にも大きな影響があると予測されてございます。したがって、眺望点における眺望景観への影響につきましても、④の煙突の高さ 130m が重大な影響をおよぼす可能性があると考えてございます。

253 ページ、総合評価をご覧ください。複数案、今回、煙突の高さ 4 案を示してございますけれども、いずれの案におきましても、大気質及び景観への重大な環境影響は回避または低減されており、影響の違いもほとんどない、というふうに考えてございます。また、単一案としまして、発電設備の配置計画、こちらにつきましても、動物の重要な種の生息環境への重大な影響、これは回避または低減されているものと考えてございます。

JFE の説明については、以上です。

○宇山アセスメント担当課長 それでは続きまして、中央新幹線、リニア新幹線、東京都・名古屋間の法アセスでございますけれども、こちらの説明をさせていただきます。18 ページ以降、かなり分量が多く、18 ページから 45 ページまであるのですが、まずご説明させていただく前に、リニアの関係につきましても、当初の計画から、大深度地下を用いるということで、40m より深いところを走る、ほとんど 100%に近いと行っていいと思うんですけれども、最初と最後の、若干浅いというか、それでも深いところですが、ほとんど 100%近く、大深度を用いるということで、環境影響については、その段階でかなり低減されているということでございまして、今回、100 項目の意見がつけましたのは、当然ご存じとは思いますが、予測の前提とした施設の位置とか配置とか、それから根拠とかが明確ではなかったことから、かなり多くの意見がつけられたところでございますけれども、JR 東海、事業者におきましても、かなり真摯に受け止めていただきまして、もちろん全てではないですが、一定程度、かなり努力して反映していただいた、という認識でよろしいかと思っております。そういった認識をもとに、若干、抜粋ではございますけれども、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず 18 ページでございます。事業計画 1 です。こちらは今申し上げましたような、鉄道施設の具体的な位置や規模が示されておらず、環境への影響の範囲や措置の内容など、具体的な記述も不足していることから、評価書においては、詳細に記述することということで、こちらにつきましても、評価書の内容ですけれども、鉄道施設の位置や形状について、図等を用いて明らかにしたのと、あとは等濃度線図等を用いて具体的に追記したということで、お手元に薄い水色の冊子、かなり大きいんですけれども、3 冊ございますけれども、全てご紹介できないんですけれども、まず本編の 2 分冊中の 1 と書いてある冊子の、かなり前のほう、3-18 ページというのを、まずご覧いただくと、かなり前のほうのページになります。こちら、3-18 が地下駅の概要ということで、平面図、断面図、その隣が 3-19 でトンネルの図、その次、3-20 に行くと非常口の図面ですとか、基本的に換気施設から、騒音、

振動とか微気圧波とか、こういったところが出てくるわけですがけれども、いろいろ消音設備ですとか、多孔板ですとか、そういったものがある。また設備棟についても、しっかりコンクリで囲って、騒音等が出ないようにする、といったような図面が出ております。裏面が変電施設です。それから工事方法のところ、分かりやすく説明していると。

あとは、次に資料編、一番薄い、「資料編」と表に書いてあるものですが、かなり前のほうです、事-3-1-1 から 3-1-8 です。事 3-1-1 以降を見ていただきますと、3-1-2 から、具体的に駅があるところ、非常口、換気施設があるところ等の図面がありまして、3-1-4、北品川になりますけれども、こちらの換気施設と変電所の位置が、これを見ていただくと、当初は、沢庵の墓にかかるかどうか分らなかったのですが、これによって、こちらについては改変しない、ということが分かるような図面になってございます。以降、隣りが大田区、3-1-6 以降が町田市の図面になります。こういったように、こちらのほうで具体的に図等も交えて説明してください、とお願いしたところにつきましては、かなりの部分、対応していただいているのかなと考えてございます。

それから本日の資料にお戻りいただきまして、19 ページ、評価のところ、リニアは 13 年にわたる、長期にわたる大規模事業ですので、現況を悪化させないことを基本として、環境に対する影響を可能な限り回避・低減するように検討すること、という意見に対しまして、準備書以降、評価書に至るまで、低公害型の車両建機を使うですとか、地下水を継続監視するとか、そういったものを補強しつつ、既にやるといった措置についても確実にやって、さらに環境基準をクリアするだけでなく、さらなる影響の低減に努める、ということを追記してございます。

それからその下の事後調査ですが、当初は事後調査をやらないということだったので、審議会の意見として、事後調査をしっかりとやるよという意見に対しまして、基本的に、条例に定められている項目につきましては、全て事後調査をやるということで記載をしてございます。

それから次のページ、20 ページでございます。真ん中の大気質 3 です。こちらは今、ご説明したのと同じようなものですが、周辺に住宅、学校、病院等があるので、こういった配慮すべき施設への影響を明らかにすること、それから事後調査をやることということで、こちらにつきましても、大気のコントラクター図ですとか、事後調査を実施するということを追記してございます。

それから 21 ページ、騒音・振動共通 4、中段になります。こちらは資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音・振動について、夜間の走行も想定されていることから、予測評価すること、という意見に対しまして、基本的に、夜間は非常口等は工事をしないということですが、地下駅、品川の東京ターミナル駅については、24 時間工事するということですので、こちらについて予測評価を行いまして、その結果を追記してございます。

続きまして、23 ページ、騒音の 6 でございます。こちらにつきましても、開閉設備というのが、列車が走行する前に閉めて、騒音ですとか微気圧波を防ぐというものですけれど

も、こういったもの、実験線では 10dB の騒音低減効果があるとしているんですけども、そういった条件等が不明確なので、明らかにすることということと、騒音低減効果について、図を用いること、それから開閉設備が新たな騒音発生源になるおそれがあるので、事前に検証することという意見に対しまして、開閉設備の構造ですとか、騒音の低減効果など、先ほど換気施設の図を見ていただいたと思いますけれども、あれのさらに詳細な図も入れていただきまして、そういった追記をするのと、あとは開閉設備自体につきましては、モーターで駆動する音が主体なので、列車騒音自体は、かなり下のほうを走るので大きくないのんですけども、それと比較しても非常に小さいということを実験線において確認している、ということも追記してございます。

続きまして 24 ページ、振動の 2 でございます。こちらは建設機械の稼働に伴う振動の予測時期について、最大となる時期ということで設定していたのんですけども、その根拠が不明だったので、算出根拠を明らかにするように、という意見に対しまして、東雪谷の非常口における算出根拠を、山積みの資料を出しまして、きっちり台数、基準点振動等に基づいて設定している、ということを追記してございます。

26 ページ、おめくりいただきまして、微気圧波の 3 番でございます。こちらは、当初準備書においては 1 方向のみの列車運行を想定し、予測していたのんですけども、実際には列車がすれ違うということもあるので、そういったところで合成され大きくなるおそれもあることから、そういった予測も検討することということで、これにつきましては、微気圧波につきましては、トンネルに突入する、上りだけ発生するというので、下りにつきましては品川で既にトンネルの中なので発生しないということと、あとは非常口を通過するときに発生するんじゃないか、ということに関しましては、開閉設備を通過する前に閉めるということで、これも新たな微気圧波、圧縮波は発生しない、ということを追記しまして、予測の必要性がないということを追記してございます。

それから 27 ページ、低周波音の 1 でございます。鉄道施設（換気施設）の供用により、周辺地域における低周波音の変化の程度を確認する必要があるため、事業着手前に現地調査をすることということで、事前に測っておかないと影響が分からないので、測るよという意見に対しまして、これにつきましても、供用開始前において低周波音の現況を把握することを追記してございます。

おめくりいただきまして 29 ページ、水質の 3 番でございます。切土工やトンネル工事等に伴う工事排水については、適切な処理を行って、公共用水域へ排出するとしておりますけれども、大深度地下の利用に当たっては、特に配慮する必要があるので、こちらの記載にあるような指針やガイドラインに基づいて、工事施行中の影響の程度について、定量的に予測評価すること、という意見に対しまして、工事排水による影響については、小野路川、平川を対象に、水の濁りについて定量的に予測・評価をして、その結果を追記してございます。

おめくりいただきまして、31 ページ、地下水の水質及び水位の 4 です。浅層地下水及び

深層地下水における水位の変化について、三次元浸透流解析により予測しているが、こちらも設定根拠等が不明確で、また帯水層の区分や深度も不明確であったことから、これらを明らかにするとともに、断面図等を用いて説明すること、という意見に対しまして、実際に解析に用いた透水係数や解析深度について追記するとともに、帯水層と地下構造物の位置関係について、断面図を用いて追記しているところでございます。

おめくりいただきまして 33 ページ、地盤沈下の 1 でございます。地盤沈下の予測に用いた一次元圧密沈下理論の妥当性について説明するとともに、こちらも地質条件ですとか、土質定数等の根拠が不明確なので、それを明らかにすることということ、こちらも断面図等を用いて分かりやすく説明すること、という意見に対しまして、こちらのそれぞれの設定根拠ですとか、計算過程について追記するとともに、地質の調査結果、ボーリングの調査結果ですとか、トンネルの位置等について、断面図を用いて追記をしてございます。

おめくりいただきまして 34 ページ、土壌汚染の 1 でございます。こちらは自然由来の重金属について、深度方向の調査結果を明らかにするとともに、想定できる汚染土量について、定量的に予測することということで、こちらにつきましては、自然由来の重金属の調査について、調査の深度、対象の地質を追記した表を、改めて記載してございます。

それから続きまして 35 ページ、日照障害の 1 です。こちらも先ほど見ていただきました図のとおり、当初、建物の形がなかったので、日影線の予測根拠が不明確であることから、これを明らかにするとともに、時刻別日影図、等時間日影図等をつくって説明することという意見につきまして、大田区東雪谷地区につきましては、既に計画施設より高い建物が今でも建っているのでいらない、ということでございますけれども、それ以外につきましては、時刻別日影図と等時間日影図を作成して、追記をしてございます。

続きまして 36 ページでございます。電波障害の 4 でございます。建設工事に使用する大規模な建設機械等により、電波障害をおよぼすおそれもあることから、工事施行中においても、その窓口を設置すること、といった意見に対しまして、工事施行中において、地域住民からの意見を受け付ける窓口を設置することを追記してございます。

それから文化財 1 でございます。指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地の一部が改変されるとしているが、具体的な改変状況が不明確であることから、拡大図を用いて詳細に記述することということで、先ほど北品川を見ていただきましたけれども、ああいった拡大図を用いて、非常口と文化財の分布状況を分かりやすく追記して、実際に図面を見ていただきますと、該当する部分については改変しない、ということをお知らせしております。

それから 37 ページ、動物の 1 でございます。事業の実施に伴い重要な種であるホンシユウカヤネズミの生息環境の一部は保全されない可能性があることから、影響範囲内に生息する個体を隣接する類似環境へ誘導するとしているんですけれども、その具体的な方策の記載がないので示すこと、ということにつきまして、評価書の内容としましては、類似環境への誘導について、方策を追記するとともに、カヤネズミの生息数の保全に関する論文ということで、実際に誘導した事例について、論文を示して、それに基づいてやっていく、

ということを追記してございます。

続きまして 39 ページ、植物の 4 でございます。計画地内において確認された一部の重要な種、キンランでございますけれども、移植等の措置を実施することで影響の回避、低減を図るとしているが、あらかじめ移植時期、移植方法等について十分検討するとともに、管理方法についても具体的に記述することということで、こちらにつきましては、移植方法等について具体的に追記するとともに、追記の中身としましては、きちんと移植方法ですとか、移植時期ですとか、専門家の意見を伺った上でやるということを追記した上で、実際にキンランの移植事例もあるということで、その移植事例につきましても追記してございます。

それから 40 ページの生態系の 2 でございます。こちらはハビタットの状況につきまして、アズマモグラについては市街地、クヌギ-コナラ群集については里地・里山の生態系について対象となっているのですけれども、現地調査におきましては、それぞれが、両地域に確認されていることから、それぞれの生態系について対象とすること、という意見につきまして、アズマモグラもクヌギ-コナラ群集も、市街地にも里地・里山にも生息するということですが、あくまで注目種の選定については、上位性ですとか、典型性、特殊性で選定しているので、いるからといって、必ずしも選定するものではない、ということを追記してございます。

41 ページ、景観の 1 でございます。こちらは非常口等の形状や色彩が不明確であることから、これを明らかにするとともに、フォトモンタージュを作成するなど、地域景観への配慮について具体的に記述することということで、こちらについては、まだ詳細が決まっていないということで、地域景観への配慮につきましては、具体的な設計を行う過程で、関係機関や地域住民へ説明することを追記してございます。

おめくりいただきまして 42 ページ、人と自然との触れ合いの活動の場の 1 でございます。こちらにつきましては、非常口等の形状や色合い等の工夫により周辺景観への調和に配慮することとしていることから、建設される施設について、郷土樹木の植栽等により、良好な生体環境を整備する等、人と自然との触れ合いの活動の場に十分配慮した計画とすることという意見に対しまして、関係機関や地域住民との意見交換などを踏まえて、しっかり住民の意見を聞いて、地域に受け入れられる施設とすることを追記してございます。

続きまして 43 ページ、廃棄物等の 2 でございます。膨大な建設発生土の処理・処分方法及び発生土置き場の具体的な位置や規模については不明確なので、関係機関と協議をして、具体的な残土処理計画を早急に策定すること。また、発生土置き場の設置による周辺環境に及ぼす影響について、予測・評価を行って、環境保全措置を講じることという意見に対しまして、残土処理計画につきましては、工事着手前までに関係機関と協議の上、策定することを追記してございます。また、発生土置き場の設置による、周辺環境への影響につきましても、実際に発生土置き場を設置する際に、調査、予測をするという、その手法を追記してございます。

おめくりいただきまして、44 ページ、温室効果ガスの 3 でございます。一番下です。列車の走行に伴う温室効果ガスの排出量の算出について、本準備書の対象区間は東京・名古屋市間であることから、東京・大阪府間を対象として算定をしていたのですが、あくまで東京・名古屋市間で温ガスの排出量を算出することという意見と、あとは東京・大阪府間の航空便の廃止ということ为前提としているが、名古屋までの開業では廃止されない可能性もあるということで、それを踏まえて、環境影響の程度を明らかにすること、という意見に対しまして、こちらにつきましては、東京・名古屋市間の開業時における、あくまで東京・大阪府間が最終形ということで、東京・名古屋市間の開業時における交通条件に基づきまして、東京・大阪府間の温室効果ガス量を追記をしております。

45 ページ、磁界の 1 でございます。地下の列車走行に伴う地上における磁界の予測に当たっては、ビオ・サバールの法則に基づき算出しているが、実験線における実測結果等の最新の知見を用い、予測の妥当性について、より詳細に記述すること、という意見につきまして、平成 25 年 12 月に公開磁界測定を行っておりますけれども、その結果を用いて、予測とほぼ同等の数値が出ていて、それについては基準と比較しても全く問題のない水準だということを記載しております。

中央新幹線につきましては、以上でございます。

○佐藤アセスメント担当課長 では続きまして、本日の資料、46 ページをご覧ください。「立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業」の事後調査報告書でございます。

こちらですが、答申が平成 23 年 10 月 26 日、事後調査報告書の受理日が平成 26 年 9 月 17 日になってございます。事業の種類ですが、「土地区画整理事業」でございます。規模ですけれども、計画地ですが、昭島市福島町、築地町、それとあと立川市泉町の一部となっております。施行面積ですが 66.1ha、工事期間ですけれども、平成 25 年度から平成 28 年度を予定しております。事後調査の区分ですが、「工事の施行中その 1」でございます。

調査項目ですけれども、大気汚染、騒音・振動、自然との触れ合い活動の場、廃棄物の 4 つでございます。

まず 1 つ目、大気汚染についてですけれども、こちらの調査地点ですが、事後調査報告書、白い報告書になりますけれども、こちらの 18 ページをご覧ください。図 2-1 が調査地点ですが、ナンバー1、下のほうの三角になりますけれども、これが西立川駅の東側の交差点部分になります。ナンバー2、こちらが都道 151 号、153 号の交差点で、昭和中学校の交差点、この 2 地点が大気、騒音・振動の調査地点でございます。

工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の期間平均値、こちらですけれども、平成 26 年 2 月 24 日から 3 月 2 日までの 7 日間、この 1 週間の平均値を取っております。こちらが 0.022ppm から 0.024ppm という、予想結果とほぼ同程度でございました。日平均値の最大値ですけれども、0.033ppm から 0.038ppm で、こちらも予測結果、日平均値は年間 98% 値と、ほぼ同程度でありました。浮遊粒子状物質の期間平均値が 0.037 mg/m³ から 0.038mg/m³ で、こちらも予測結果とほぼ同程度でございます。また日平均値の最大濃度、

こちらが 0.071 mg/m³ から 0.074mg/m³ ということで、こちらも予測結果、日平均値の年間 2%除外値と、ほぼ同程度でございました。

続きまして騒音・振動です。こちらの工事用車両の走行に伴います道路交通騒音レベルですけれども、調査結果が 62 dB から 64 dB、予測結果と同程度、また環境基準を下回ってございます。工事用車両の走向に伴う道路交通振動レベルですけれども、こちらの調査結果が 41 dB から 44dB ということで、予測結果と同程度であり、また環境確保条例の規制基準、こちらを下回ってございます。

3.自然との触れ合い活動の場ですけれども、工事用車両の走行時間帯を含みます朝 7時から 19 時までの 12 時間、こちらにおきます工事用車両の平均混入率ですけれども、1.5%でございました。これは予測の 1.2%と同程度ということで、工事用車両の影響はそれほど大きくなかったのかなと。また調査時に渋滞等の発生は見られていないということで、自然との触れ合い活動の場へのルートについては、特に妨害を起こしていない、という結果でございます。

廃棄物についてですけれども、現在発生している廃棄物は、木くずのみになっておりまして、コンクリート塊、アスファルト塊、混合廃棄物、これは事後調査の時点では発生してございません。木くずですけれども、発生量が 815t で、まだ事業が続いておりますので、予測結果と単純に比べることはできないんですけれども、まだ予測結果を下回っている状況でございます。ただ、事後調査結果におけます資源化率ですが、93%ということで、予測結果の 99%は下回ってございます。この理由ですけれども、計画地内に土壤汚染地域が確認されておりまして、現在この土壤改良等措置を行っているところでございます。その汚染土壌がくっついております木くずについては、これは再資源化できないということで、廃棄処分としてございます。そのために資源化率が予測を下回ってございます。

苦情についてはございません。

以上です。

○宇山アセスメント担当課長 それでは続きまして 47 ページ、「芳村石産株式会社採掘区域拡張事業」についてご説明をさせていただきます。事業の種類は「土石の採取」でございます。本日の机上の資料をおめくりいただきまして、2 ページをご覧ください。場所につきましては、八王子市、本審議会でも審議いただいております菱光石灰工業株式会社ですとか、村尾組とか、そういったものの近隣になります。本日の資料にお戻りいただきまして、所在地は八王子市美山町。事業区域面積は 559,000 m² 余、年間採取岩量は最大 200,400t、採取期間は 20 年間。20 年の総採取岩量は 7,140,400t。採取方法は露天式階段採掘法となっております。

変更の理由ですけれども、当初の計画では、事業の進捗に伴って、周辺地域の生活環境の保全に配慮し、今は敷地境界付近にプラントがあるんですけれども、それを奥に移して、固定式プラントをつくる計画としていたのですけれども、平成 26 年度にそれを移設するのが困難となったため、設置期間の短縮を図るために、自走式プラントを導入することとし

た、としてございます。併せてプラント施設の変更に伴い、年間最大採取岩量等を変更するというものがございます。主な変更の内容は記載のとおりです。年間採取岩量が、最大458,000tが200,400tと半分以下になるということと、20年間の総採取岩量が若干減る、ということがございます。

変更内容なんですけれども、変更届の、ホチキスどめの資料の6ページをご覧くださいと分かりやすいかと思うのですが、6ページの図の上の右側に、四角で囲ってあるところが現状でございまして、現状の北東側に民家等がございますけれども、この敷地境界周辺に、オレンジ色の固定式プラントと貯石場、出荷設備、水処理設備があったのですが、それが下の変更前の固定式プラントを奥のほうに持っていく、という予定だったのが、上の変更後、かなり規模を縮小、採取量が半分以下になるということで、規模を縮小しまして、固定式プラントについては、右上のほうに小さいオレンジがあると思うのですが、この程度の固定式プラント、自走式プラントにつきましては、かなり奥のほうに自走式プラントを置いて、民家への影響の低減を図る、ということになってございます。

こういったことがございまして、また本日の資料の47ページの環境影響評価項目の見直し結果でございまして、騒音につきまして、機器の変更、位置の変更等ありましたので、予測・評価の見直しを行っております。その結果、変更後の結果は、1dB増えるという結果になっておりますけれども、ほとんど同程度であり、規制基準を下回ることから、併せて環境保全措置を継続するとともに、自走式のプラントなので、採掘が進むに伴って、今は500m奥に置くということになっておりますけれども、さらに奥に進めていく、ということを行っておりますので、そういったことで評価の結論は変わらない、としてございます。

続きまして、おめくりいただきまして、48ページ、「西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）連続立体交差及び同線（練馬高野台駅～石神井公園駅間）複々線化事業」でございまして、事業の種類は「鉄道の改良」でございまして、事業区間は練馬区高野台から東大泉まで。事業延長は2.7km、構造形式は高架橋、擁壁、地平。対象駅は石神井公園。工事施工期間は19年度から27年度まででございまして、これも本日の机上の資料の3ページをご覧くださいと思います。A3で折り込まれている資料です。これは対象区間が、西側の大泉学園から東側の練馬高野台まで、こちらが連続立体交差をすると。それから複々線化につきましては、練馬高野台から石神井公園までが複々線化になるということでございます。断面図につきましては、下の図面のとおり、ほとんど高架で、最後に、大泉学園のほうで地平にすりつくような構造となっております。

それでは本日の資料にお戻りいただきまして、48ページでございまして、変更の理由につきましては、用地取得期間が若干伸びてしまったのと、あとは工事施工上の理由ということで、民家の近くの工事をより慎重に行ったということで、既定事業期間内に完了できないため、事業期間を見直したということで、当初26年度までのものが27年度までという

ことになってございます。

環境影響評価項目の再評価結果ですけれども、あくまで事業期間の変更であって、工法・規模等に変更がないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

それでは続きまして、最後です。49 ページ、「東京サービスステーション建設事業」でございます。事業の種類は「工場の設置」でございます。建設地は江東区の若洲、敷地面積は 42,000m² 余です。使用目的はセメント及びセメント系固化材の貯蔵・出荷。建築面積は 9,400m²。最高高さが 45m。主要施設はセメントサイロ 6 基、セメント系固化材タンク 5 基、出荷設備等。工事予定期間は、1 期工事は既に終わっておりまして、2 期工事が 27 年 1 月から 29 年 6 月の予定でございます。

こちらにつきましても、本日のホチキスどめの資料の、まず 2 ページをご覧くださいまして、こちらが場所です。若洲海浜公園と、あとゴルフ場等があるところで、ご存じの方もいらっしゃるかと思えますけれども、南西側にあるのが中央防波堤の埋立地になります。若洲のこちらの西側の黒塗りになっているところが計画地でございます。

それでは本日の資料にお戻りいただきまして、49 ページ、変更内容の概略です。変更理由ですけれども、本事業は平成 12 年に事業着工に至りまして、1 期工事は完成させているのですけれども、その後の景気の冷え込み等により、一部の施設のみを完成させ営業してきた。今般、景気の回復傾向が顕著になるとともに、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う建設需要の高まりにより、当初計画に沿いつつ、事業規模を見直した上で 2 期工事を再開することとしたとございます。

主な変更内容ですけれども、記載のとおり、4 段目の「主要施設」が、セメントサイロ 9 基が 6 基、セメント固化材サイロ 1 基だったのが、タンク 5 基ということで、後ほどまた絵を見ていただきますけれども、サイロはかなり大きいもので、セメント系固化材タンク 5 基というのは非常に小さいものなので、影響としては小さくなっているものと考えております。

工事予定期間につきましては、当初 21 ヶ月を予定していたものを、30 ヶ月となつてございます。それからサイロが、規模が小さくなったということで、年間取扱量も減つてございます。1,891,000t となつており、併せまして、出荷車両も減るということで、関連車両交通量が 570 台から 418 台になってございます。

それでは机上の資料の 12、13 ページの絵を見ていただくと分かりやすいかと思うので、13 ページのほうが変更前で、9 基、合計で 10 基のサイロがあつたのですけれども、12 ページの上の変更後の予想図だと、6 基のサイロと固化材タンクが、一番右側のサイロの裏にあるのですけれども、分からないぐらいの大きさのものということになってございます。

それではまた本日の資料の 49 ページでございますけれども、環境影響評価項目の再評価結果につきましては、環境影響評価項目のうち、2 項目、騒音につきましては、騒音の発生する機器が、若干、台数が増えておりましたので、予測・評価の見直しを行ったのと、景観につきましては、景観に変更がある可能性があるとの、予測・評価の見直しを行ってお

ります。結果、騒音につきましては、パワーレベルが小さいものを採用しているということもあって、数値は低くなったというのと、景観につきましては、ほぼ同程度ということで、評価の結論は変わらないとしてございます。

説明は以上でございます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

続けて大量の説明をしていただきました。それでは今の受理案件につきまして、まとめてどこからでも結構ですが、ご質問等がございましたらご発言ください。どうぞ。

○中杉委員 前のほうから順番にいきます。日野市の環境影響評価調査計画書ですが、大気汚染の部分の予測で、調査の方法のところは何ページでしたか。139で、評価方法のところの一番最後の部分、「今後の有害大気汚染実施対策のあり方について定める指針値」と書いてあります。これは多分、項目としては、水銀ではないかと思えますけれども、水銀については、国際条約に基づいた見直しが行われていて、この指針値よりは低いところで抑える形になって、大気の濃度が上がって、排出基準をどうするかという議論を始めています。来年度に向けて、すぐには決まらないかもしれませんが、これでいいからという話にはならないので、注視をしていただく必要があるだろう、というのが最初のコメントです。

2つ目が、中央新幹線の部分ですけど、事務局は対応していただいたという評価ですが、私が見させていただいた中は、コメントを出してからすぐに回答が来た、というところから想像はされたんですけども、やはり回答内容は非常に不十分だろう、と私は考えています。と申しますのは、一番大きなところは、土壌汚染の一番最初のところで、「汚染土壌について、可能な限り定量的に予測すること」というふうに書いてあるのですが、これは調査結果だけを示されているわけで、量については全く触れておられない。これがなぜ重要かといいますと、自然由来の汚染土壌の処理をしなければいけない、処理をどういうふうにするかということは、まだ必ずしも明確ではないので、現段階では難しいのかもしれませんが、かなり大量な量になるだろうと。これは東京だけではなくて、名古屋までの間に大量に発生してくる自然由来の汚染土壌が出てくる。

それを処理するというところで、発生土の管理方法というところを書いてあるので、汚染土壌処理施設に持ち込むという話になると、本当に持ち込めるだけの量になるのか、それでおさまるのかというのが、非常に懸念をされるところです。そういう意味では、今の現状の調査結果で、引き伸ばしてくるのは、ものすごく長いですけども、どのくらいの量になるのかというのは、あらかじめ見ておかないと、いざやるとなると、埋立処分地をたくさんつくらなきゃいけないとか、そんな話になりかねないと思いますので、粗々の計算をされておいたほうがいいのではないかと。それはやるべきだろうということで、こういうコメントを出したのですが、残念ながら、それに対して答えがないということでありませぬ。

それからもう一つ、2つ目は、どの項目もですが、影響の程度が著しいと判明した場合の

対応方針を明らかにすることということで、「対応します」というのが答えなんです。それは当たり前であって、具体的にどうするのかというところを、もう少し具体的に書けないのか。現段階で。確かにまだ熟度の低い段階ですので、細かいことは書けないだろうけど、工事を中断して対策を考えると、そういうことは書いておかなきゃならないだろう。これは対策を考えているうちに工事が終わってしまうということが、今はあるような感じがします。

それからもう一つは、建設発生土の置き場についてですけども、これはいろいろ汚染を起こさないようにということで、配慮していただいているのですが、やはり最後に、その場所を使わなくなったときに、そこに汚染がないかどうかを確認する、という作業が必要だろうと思います。実際に最後に使わなくなったときに、土壌の調査をやって、汚染がないということを確認して、やめる、というのが筋ではないだろうか。

それからもう一つは、建設発生土の質の管理をどういうふうにするのか、というのが全く見えてこない。これは今回もボーリング調査をぽつぽつとやっているわけで、場所によって非常に違う可能性がある。そうすると、今の調査結果を基に管理というのはできないわけです。そうすると建設発生土が出るたびに、じゃあどのくらいの規模でチェックをしていくのか、というようなことも、十分検討していただく必要があるだろうと思います。そういうところも含めて、もう少し、今の段階では、そんなに細かくは書けない、という主張になるのかもしれない。それは理解しますけれども、そこら辺を検討していただく必要があるだろう、ということだけは申し上げておきたいと思います。

それからもう一つ、最後に、石材のほうの話なんですけど、これがちょっと気になるのは、自走式のプラントになったときに、水質汚濁の面で、排水処理のところはどういうふうになるのか。固定式だと、固定式のところでちゃんと水処理施設がつくられて、処理をされるけれども、自走式のプラントになったときに、そちらのほうはどういうふうになるのか。固定式のところと同じように、水処理施設というのは、水処理施設も自走式でやるのかどうか。そこら辺のところは少し判然としないので、やはりそこら辺は確かめていただく必要がある、というふうに思います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

事務局からこれに対して、何かご説明はありますか。

○佐藤アセスメント担当課長 まず、1点目にありました日野の清掃工場についてですが、大気汚染の評価方法ということで、今後これに基づきまして調査を行い、最初の評価書の中にその結果が反映されてきますので、その中で事業者と、この辺のところを詰めていきたいと思います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、まず中央新幹線のほうで、多くご意見いただきました。量を把握しないということで、なかなか、JRさんのほうも、まだ具体的な事業内容について、熟度が低いということと、確かに掘ってみないと分からないということ

もあるので、なかなか難しいという感じだったんですけども、確かに事前に量を把握するとか、対応方針につきましても、実際に起こってしまった後では遅いというのは、まさにそのとおりだと思いますので、そういった点と、あとは終了した後に、置き場はきれいにするべきである、といった意見ですとか、発生土の質の管理ということをどのくらいチェックするのかということについては、JR 東海としては、一応、専門家に相談をして、チェックの頻度等を決めていく、というふうにはしておりますけれども、そういった土壌、水質、合わせてかと思っておりますけれども、懸念される点たくさんあると思っておりますので、その点につきましては、きちんと伝えた上で、事後調査等も出てきますので、そちらで対応させていただきたいと思っております。

それから芳村石産のほうですけども、こちらで固定式のほうは、従来と同じような水処理工程になる、というのは確認していたのですけれども、おっしゃられるとおり、自走式のほうの水処理過程を、確認が漏れておりましたので、大変申し訳ありませんけれども、こちらにつきましてはきちんと確認させていただいた上で、対応させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○小島審議会会長 ありがとうございました。よろしくお願ひします。

ほかにございますか。どうぞ。

○守田委員 地下水に関してですけども、最初の準備書では、地層がどうなって、そこへどういうふうにリニアが通るかというところが分からなかったんですが。

○小島審議会会長 今のは、どの項目について。

○守田委員 31 ページの地下水、中央新幹線の。最初はそういう状態だったんですけども、今回、主要地層と構造物の関係が分かるような形で、先ほど事務局からお話あったように、そういう意味ではよかったと思っております。ただ地下水に関して、一番懸念されるのは、地下水流動阻害だと思うんですね。地下水の流れに対して、構造物が直角になっていきますので、そのことが懸念されるのですが、やはりこちらのほうの意見と、それから回答とが若干かみ合っていないくて、報告書のほうでは、堰上げとかが起こった後、ずっと地下水が迂回したりして、安定した状態での定流量の予測ですから、工事が始まって完成するまでの過程に関しては、計算がないんですね。過去にいろいろなそういう流動阻害の例がありますので、モニタリングを行って、実際そういう流動阻害が起こった場合に、どういふふうな対策があるかということ、過去の例からも整理してもらって、適切に対応していただく、そういうことを要望として言いたいと思っております。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

何か事務局からありますか。

○宇山アセスメント担当課長 JR 東海としては、非常口近辺については、きちんと事業開始前からモニタリングを始めまして、事後調査もきっちりやると言っておりますので、それについて徹底してやっていただくことと、先生おっしゃられるように、事前にどういふ対策があるかというのを、きちんと調べて、その対策を講じておくというか、用意しておく

というのは、非常に重要なことだと思いますので、その点、伝えさせていただきたいと思
います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございましたらどうぞ。

○野部委員 温室効果ガスでちょっと教えていただきたいのですが、中央新幹線の事例で
す。今、事務局のご説明で、44 ページ、温室効果ガスの 3 ということで、東京・名古屋間
のアセスでありながら、東京・大阪間で評価が書いてあるというようなことで、ご説明で
は、東京・名古屋市間の開業時における交通条件に基づき、東京・大阪間で追記したとい
うふうになって、資料編では、確かにそういうふうになっているのですけれども、やはり
これは、名古屋と大阪の間というのは、どういうふうに通すのかとか、全く情報がないわ
けで、東京・名古屋の評価対象で、まとめていただかないと、こちらの要望には沿った答
えにならないんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 こちらにつきましては、先ほどおおむね対応していただい
たと言いましたが、こちらはおおむね対応していただいている部分でして、こちらも東
京・名古屋間のアセスなので、東京・名古屋間のということでお伝えしておったのですけ
れども、JR 東海の考えとしては、あくまで東京・大阪間の事業が完成形というか、そこを
目指してやっているものであって、今回のものも、東京・名古屋のリニアが開業したとき
に、東京・名古屋まではリニアで行って、名古屋から大阪までは既存の新幹線等、そうい
った計算をして、航空機は廃止されませんよねという話は、廃止される可能性は、東京・
名古屋間だけでは大きくないので、航空便についてはちゃんと入れておりますけれども、
あくまで JR 東海としては、東京・大阪間で考えるということをござしまして、そこはちょ
っと、かみ合っていない部分ではございます。

○野部委員 算定の根拠のほうも、一応聞いておいていただきたいと思うんです。私らは
名古屋と大阪の間は、全く分からないものですから。

○宇山アセスメント担当課長 その点ちょっと確認させていただきたいと思います。

○小島審議会会長 よろしくお願ひします。ほかにご意見。どうぞ。

○黒田委員 リニアの 45 ページの磁界のところの説明が、資料編の環 13-7-1 に、ビオ・
サバールの法則というのが出ております。これを解いた式が、環 13-9-4 に出ておるわけ
ですけれども、このグラフ、ここの 9-3、9-4 に出ているグラフは、簡単に説明してくださ
いと言いましたけれども、グラフとしての体をなしていないと。縦軸、横軸、きっちり書い
ていないということと、あと距離も、30 分の 1 になるということで、何というか、13-9-7
も変なグラフなんですね。このビオ・サバールをどういう条件で解いたか、ということが
全然書いていないわけです。単純に閃電流ですと $\mu 0 I / (2\pi r)$ という答えになるというのは、
もう電磁気の教科書に出ているので、この 13-9-7 は、どういう条件で解いたらこういうグ
ラフが出ているかというところを、きちんと書いていただきたい、というのが意見でござ
います。以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。これについても何かありますか。

○宇山アセスメント担当課長 評価書自体はこちらでもう、これ以上修正するということはできないんですけども、磁界につきましては、都内については、かなり深いところを走るのであまり影響ないということですけども、ただ、ほかの地上を走るところですか、そういったところもあってですね。

○黒田委員 済みません、測定されたデータは、それでいいんですけども、これが余りにも恥ずかしいグラフ及び結果であるので、こういうのを出していただくと、すごく恥ずかしいなということです。データとしては、測定されたのは確認、認識しておりますので、それは結構なのですが、こういうちょっと恥ずかしいグラフは載せないほうがいいんじゃないか、というのが私の意見です。

○宇山アセスメント担当課長 ありがとうございます。磁界につきましては、本当に気にされる住民の方も多いので、JR 東海としても、これから事業説明会、工事説明会等がたくさんありますけれども、より分かりやすく説明してくださいということで、こちらからもお願いしておりますし、そうするという事です。あと、今回のグラフ等が稚拙だということについては、大変申し訳ないということで、その点も伝えておきたいと思います。済みません。失礼いたしました。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかに何かご質問ございますか。1つ2つ、よろしいですか。1つは受理報告17ページの日野市の処理施設整備事業計画書がございましたけど、この中で、前の審議で、液状化について第二部会長からコメントがありましたけど、それと同様な意味で、近ごろは環境要素が急変しているのが随分あると。この場合ですと多分、集中豪雨による洪水ですとか、それから場合によっては、ちょっと周辺地域が描いていないので、土石流等々が起こるかどうかわからないんですけども、ちょうど日野側と、浅川と多摩川ですか、この合流点のところにある施設なもので、この辺についての、災害上の検討はしていると思うんですけども、こういうごみ処理施設とか、そういうものと、氾濫した場合、それから土石流では、多分、施設はつぶれるでしょうけれども、入ってくればですね。この辺に対して、どういうふうに考えておけばいいのかということが、多少、近ごろいろいろ液状化にしても、今の洪水にしても、ちょっと状況が変わった中で、環境をどう扱うかというのは、今のところ具体的には、それぞれまだ、多分やっていないと思うのですが、その辺についてどういうふうに考えるか。多分、そういう住民の意見も出てくるんじゃないかと思うので、何らかの検討をしていますというようなことが、どこかに記載されていたほうがいいかな、という感じがいたしましたということが、まあ、計画書段階ですから、それをどういうふうに反映させて、評価に持っていかかが、これからの話だと思いますが、その辺についても、ちょっと触れられたら触れたほうがいいな、というのが1つあります。

それから今、大分これは時間もかけて、意見も多くて出てきたのが、今のリニア新幹線の話でございますが、一番大きな、いろいろなご意見は、総括すると、不確定要素が非常

に多い中で、この評価書、あるいは準備書でございますが、準備書段階では、どのような評価ができるのか。評価、判断ができないというのがあったわけで、それに対しては、今ご説明いただいたように、かなり努力していただいて、具体的に判断できる要素がかなり増えたというところでは、非常に努力されたな、という感想を持ちましたということと、それから、いわゆる事後調査の問題がもう一つ、随分議論されたわけですが、東京都の区間については、東京都の条例に従って事後調査をやるということが、ご説明にもありましたので、それと今いろいろいただいた意見も、その中で、事後調査の中で、できるだけ反映するところは反映していただきたい。事務局にもそういう説明がありましたが、この辺を、当時、これじゃあ評価ができないということ、皆さんの意見を、今日の評価書でかなり改善されているなど。皆さんの意見もそうだったと思うのですが、その中でいろいろ意見、さらに反映していただければということで、事務局にまたよろしく願いますということで、最後のこれについての意見というか、感想というか、させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ほかにご意見ございますか。

それでは、そのほか特にご発言がないようでございますので、受理関係についてはこれで終わりたいと思います。ということで、本日の審議会、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

傍聴人の方は、これで退場してください。

(傍聴人退場)

(午後 12 時 12 分閉会)